

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年山口県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(園舎及び園庭)

第二条 条例第三条第六項の基準は、次のとおりとする。

- 一 園舎は、原則として二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。
- 二 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この条において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第九条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)第二十六条第六号イ、ロ及びハに掲げる要件に該当するときは保育室等を二階に、前号ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第九条において読み替えて準用する同規則第二十六条第六号に掲げる要件に該当するときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- 三 前号ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 四 園舎及び園庭は、原則として、同一の又は隣接する敷地内に設けるものとする。
- 五 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積
 - (1) 一学級の場合 百八十平方メートル
 - (2) 二学級以上の場合 学級の数から二を減じた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積
 - ロ 満三歳に満たない園児の数に応じ、第九号イからハまでの規定により算定した面積
- 六 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積
 - (1) 二学級以下の場合 学級の数から一を減じた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
 - (2) 三学級以上の場合 学級の数から三を減じた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積
 - ロ 三・三平方メートルに満二歳以上で満三歳に満たない園児の数を乗じて得た面積
- 七 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級の下を下ってはならない。
- 八 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して設けなければならない。
- 九 次に掲げる設備の面積は、それぞれ次に定める面積以上とする。
 - イ 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - ロ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - ハ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 十 園舎には、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室を設けるよう努めなければならない。

(令二規則二二・一部改正)

(学級の編制)

第三条 条例第六条の規定による学級の編制は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 一の学級の園児の数は、原則として三十人以下とすること。
- 二 原則として、年度の初日の前日において年齢を同じくする園児で編制すること。

(職員)

第四条 条例第七条第一項の規則で定める員数は、一人以上とする。

- 2 条例第七条第三項の規則で定める員数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ当該各号に定める員数を合算した員数(園長が専任でない場合にあつては、原則として当該員数に一を加えた員数。以下単に「合算した員数」という。)以上で、かつ、一の幼保連携型認定こども園につき二人以上とする。
 - 一 満一歳に満たない園児 当該園児おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上で満三歳に満たない園児 当該園児おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上で満四歳に満たない園児 当該園児おおむね二十人につき一人
 - 四 満四歳以上の園児 当該園児おおむね三十人につき一人

3 前項に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育(満三歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事するもの(以下「副園長等」という。)の数をいう。

4 第二項第三号又は第四号に定める員数が当該園児に係る学級の数に満たないときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。

5 条例第七条第四項の規則で定める員数は、一人以上とする。

6 幼保連携型認定こども園には、副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くよう努めなければならない。

(平二八規則五二・一部改正)

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第五条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下らないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、原則として一日につき八時間とすること。

2 前項第三号の教育及び保育の時間は、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(教育課程)

第六条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

(子育て支援事業等)

第七条 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

一 保護者自身の育児に係る能力の向上を積極的に支援すること。

二 幼保連携型認定こども園の所在する地域において子育てを支援する活動その他の様々な活動を行っている団体又は個人と連携し、その能力を活用すること。

3 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業のほか、その有する教育及び保育の機能を発揮する事業を実施するよう努めなければならない。

(掲示)

第八条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の規定の準用)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第四条(第三項ただし書を除く。)、第二十六条第六号、第二十七条及び第三十一条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則</u> の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第四条第一項</u>	入所者に	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)に
	入所者の	園児の
<u>第四条第二項</u>	入所者	園児
<u>第二十六条第六号</u>	保育室等を二階	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)を二階
<u>第二十六条第六号イ</u>	耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定す

	二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	耐火建築物
第二十六条第六号ロ	施設又は設備	設備
第二十六条第六号ハ	施設及び設備	設備
第二十六条第六号ヘ	乳幼児	園児
第二十七条	条例	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年山口県条例第三十五号)第九条 において読み替えて準用する 条例
第二十七条第四号	幼児	園児
第二十七条第五号	乳幼児	園児
第三十一条	入所中の乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(令二規則二二・一部改正)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(園舎及び園庭の特例)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭については、[第二条第二号](#)及び[第六号](#)の規定の適用については、[同条第二号](#)中「[第九条](#)において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)第二十六条第六号イ、ロ及びヘに掲げる要件に該当する」とあるのは「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であり、かつ、園児の避難上必要な設備を備える」と、「同規則」とあるのは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)」と、[同条第六号イ](#)中「面積と三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積」とあるのは「面積」とし、[同条第九号ハ](#)の規定は、適用しない。
- 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎についての[第二条第二号](#)の規定の適用については、[同条](#)中「[第九条](#)において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」とあるのは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」とする。
- [前項](#)に規定する場合における当該幼保連携型認定こども園の園舎の面積は、[第二条第五号](#)の規定にかかわらず、[同条第九号イ](#)から[ハ](#)までの規定により算定した面積を合算した面積以上とする。
- [附則第三項](#)に規定する場合における当該幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、[第二条第六号](#)の規定にかかわらず、三・三平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上とする。
- 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の又は隣接する敷地内に園庭([第二条第六号イ](#)の規定により算定した面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、[同条第四号](#)の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
 - 園児が安全に移動できること。
 - 園児が安全に利用できること。
 - 園児が日常的に利用できること。
 - 教育及び保育の適切な提供が可能であること。
(職員の特例)
- 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての[第四条第三項](#)の規定の適用については、施行日から起算して十年間は、[同項](#)中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(平二八規則五二・令二規則二二・一部改正)

- 8 園児が少数である時間帯において、[第四条第二項](#)(一の幼保連携型認定こども園に係る部分を除く。)の規定により必要となる職員(園児の教育及び保育に直接従事する職員をいう。以下同じ。)の合算した員数が一人となる場合には、当分の間、[同条第三項](#)の規定にかかわらず、[同条第二項](#)の規定により必要となる職員のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

(平二八規則五二・追加)

- 9 副園長等については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもってこれに代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則五二・追加)

- 10 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総員数が、当該幼保連携型認定こども園の利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の員数を超える場合には、副園長等については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総員数から利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の員数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則五二・追加)

- 11 副園長等については、当分の間、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもってこれに代えることができる。ただし、満一歳に満たない園児の数が四人に満たない幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって副園長等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(令五規則一七・追加)

- 12 [前項](#)の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(令五規則一七・追加)

- 13 [第九項](#)から[前項](#)までの規定により副園長等について小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総員数は、[第四条第二項](#)の規定により必要となる職員の員数の三分の一を超えない範囲内で知事が認める員数としなければならない。

(平二八規則五二・追加、令五規則一七・旧第十一項繰下・一部改正)

附 則(平成二八年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第二二号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第一七号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。